

提出年月日 7. 7. 31

受理年月日 7. 7. 31

陳 情 第 29

石岡市が所有し管理責任者となっている林道上曾線の不法投棄廃棄物の撤去を求める陳情

貴職には、市民サービス向上と魅力的で活力溢れる石岡市、ガラス張りの石岡市行政を目指すため、ご尽力され誠にありがとうございます。

さて、八郷地区は豊かな自然と温暖な気候で、皇室献上柿、いちご栽培、銘柄産地指定を受けている梨、シャインマスカット、巨峰などのブドウ、美味しいお米、香り豊かなバラの栽培など多くの農産物を栽培しており、また、バラ園では関東一の規模を誇るいばらきフラワーパーク、ゆりの郷温泉などへ毎年、県外・市外から大勢の観光客が訪れて石岡市を満喫されています。

さて、旧八郷町のときに、峰寺山西光院へ通ずる林道として整備された林道上曾線（延長3.8Km）ですが、林道沿いへ大量の廃棄物が不法投棄され、豊かな自然を破壊しています。

ご存じのとおり本年、9月27日に上曾トンネルが開通いたします。そうなりますと、さらに、廃棄物不法投棄、違法残土不法投棄などが益々増加されることが懸念されます。

石岡市では、常勤職員として茨城県警察官を退職したクライシス監理官2名の雇用、さらに不法投棄監視員27名を委嘱して、不法投棄が大きな事案にならないよう石岡市内を巡回、監視しているはずなのに不法投棄発生事案が後をたたないのが現状です。

石岡市の廃棄物不法投棄及び違法残土不法投棄対策担当部署において、早急に林道の現地調査を実施し、廃棄物を撤去し、自然景観豊かな林道に復旧することを求め、陳情いたします。

【委員長報告要旨】

委員から「民有林に投棄されている不法投棄の廃棄物を市が積極的に撤去できるのか」との質問があり、執行部からは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条では、土地または建物の占有者は、占有または管理する土地、建物の清潔を保つよう努めなければならないと記載されている。このことから、民有地に不法投棄された廃棄物については、法律上、不法投棄した者が特定できない場合は、土地所有者、管理者が処分するものと認識している」との答弁がありました。これを受け、委員からは「市としては、民有地への積極的な廃棄物の回収というのはやっていないと思うし、基本的にできないと、法律上そのような取扱いになると思うので、この陳情にあるような廃棄物については、土地の所有者、占有者、管理者において対応していただくというのがよいのではないか」といった意見が出されました。

【結果】

不採択